

疑義照会「1年単位の変形労働時間制の労使協定の変更」について

<p>質 問</p>	<p>1年単位の変形労働時間制は、業務の繁閑に計画的に対応するための制度ですから、労使の合意があっても、対象期間の途中で、あらかじめ定められた労働日や労働時間を変更したり、労使協定を解約することはできないと聞きました。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、発熱等の風邪の症状が見られる職員等への休暇取得の要請や全国的な大会等の中止・延期・規模縮小等の要請がなされていることに伴い事業を縮小せざるを得なくなっております。新型コロナウイルス感染症対策のために、当初の計画どおり変形労働時間制を実施することが著しく困難となりました。そのような場合に限っても、特例的に、変形労働時間制を変更したり、労使協定を解約することはできないのでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>変形労働時間制の途中での労働日や労働時間の変更や労使協定の変更や解約は、今般の新型コロナウイルス感染症対策のための特例として認められるものとして、その対象となり得る事業場が示されています。</p> <p>【労使協定変更が特例で認められる事業場】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間を対象期間に含む変形労働時間制を実施している事業場</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の対策が求められることに伴い当初の計画どおり変形労働時間制を実施することが著しく困難になったため、以下のいずれかの対応をする事業場(※)</p> <p>(ア) 新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間における労働日数や労働時間数を変えることなく、労働日や労働時間の配分を当初の計画から変更すること (例:当初の計画では土日を休日としていたが、3月は平日を休日にする、平日の所定労働時間を減らし、その分、もともと出勤日である土曜日の労働時間を増やす等)</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間における労働日数や総労働時間を当初の計画から減少させること (例:3月の事業活動を減少させ、減少した労働分を夏以降に振り替える等)</p> <p>(ウ) 発熱等の風邪症状が見られる職員等の休暇取得やスポーツ、文化イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応等を補うため、新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間における労働日数や総労働時間を当初の計画から増加させること (例:新型コロナウイルス感染症対策を行うための事業活動の減少を補うため、その他の地域の事業場で、夏以降に予定していた労働分を3月に振り替える等)</p> <p>(エ) 上記(ア)から(ウ)以外の場合であって、新型コロナウイルス感染症対策の実施の影響により、新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間以外の期間における労働日数や総労働時間等を当初の計画から変更すること (例:新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小の影響が6月以降に出るため、3月頃の労働時間等は変更せず、8月以降の労働時間等を変更する等)</p> <p>これらの対応をする事業場は、別紙の書面を労働基準監督署に提出していただく必要があります。</p>
<p>そ 他</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症対策に伴う変形労働時間制の労使協定の変更、解約について」のリーフレットは、金沢労働基準協会ホームページの「労務管理情報」の「労働相談コーナー」にご紹介しています。</p>

別紙

労働基準法第 32 条の4の変形労働時間制の新型コロナウイルス感染症対策
のための 特例の対象となる事業場であることの確認書

令和 年 月 日

事業場名
(所在地)

当事業場は、新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間を対象期間に含む労働基準法第 32 条の4に定める変形労働時間制を実施している事業場であって、今般の新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴い、変形労働時間制を当初の計画どおりに実施することが著しく困難となったため、以下の1から4のいずれかの対応を行う事業場です。

以下の□のいずれかにレ点を付した上で、変形労働時間制の変更・解約により実施する新型コロナウイルス感染症対策の概要と当該対策を必要とする理由を【新型コロナウイルス感染症対策の概要とその理由】の欄に記載すること。

- 1. 新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間における労働日数や労働時間数を変えることなく、労働日数や労働時間の配分を変更すること(所定休日を平日に変更すること等)
- 2. 新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間における労働日数や総労働時間を当初の計画から減少させること
- 3. 発熱等の風邪症状が見られる職員等の休暇取得やスポーツ、文化イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応等を補うため、新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間における労働日数や総労働時間を当初の計画から増加又は減少させること
- 4. 上記以外の場合であって、新型コロナウイルス感染症対策の実施の影響により、新型コロナウイルス感染症の対策を行う期間以外の期間における労働日数や総労働時間等を当初の計画から変更すること

【新型コロナウイルス感染症対策の概要とその理由】

※新型コロナウイルス感染症対策の概要とその理由が確認できる資料を添付する方法によっても差し支えない。

※4. の場合は、新型コロナウイルス感染症対策による当該事業場への影響、それに伴い新型コロナウイルス感染症対策を行う期間以外の期間のみの労働日数等を変更する必要性をより具体的に記載すること。